



鴻 監 第 7 1 号

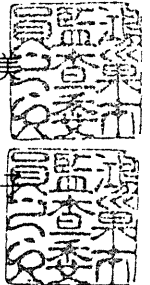
令和 7 年 2 月 5 日

鴻 巣 市 長 並 木 正 年 様

鴻 巣 市 議 会 議 長 織 田 京 子 様

鴻巣市監査委員 夏目 眞由美

鴻巣市監査委員 川 崎 葉



財政援助団体等監査の結果に関する報告について

地方自治法第 199 条第 7 項の規定に基づき財政援助団体等監査を執行したので、同条第 9 項の規定により下記のとおり報告します。

記

1 基準に準拠している旨

監査委員は、鴻巣市監査基準（令和 2 年 3 月 23 日監査委員決定）に準拠して監査を行った。

2 監査の対象

- | | |
|------------|------------------------|
| (1) 対象団体 | 特定非営利活動法人 花と文化のふるさと委員会 |
| (2) 所管部局 | 環境経済部商工観光課 |
| (3) 監査対象施設 | 鴻巣市花と音楽の館かわさと |

3 監査の期日 令和 7 年 1 月 29 日（水）

4 監査の着眼点及び主な実施内容

監査にあたっては、事業運営が設立目的及び出資目的に沿って行われているか、主に令和 6 年 4 月 1 日から令和 6 年 11 月末日までの公の施設の管理に係る出納その他の事務の執行が適正に行われているかに主

眼を置き、商工観光課職員及び特定非営利活動法人花と文化のふるさと委員会職員から説明を聴取するとともに、関係諸帳簿及び証書類の抽出による調査を実施した。

5 監査対象施設の概要

(1) 所在地

鴻巣市関新田 3 4 3 番地

(2) 施設規模（延床面積）

7 9 5 . 9 1 m²

(3) 敷地面積

1 5 , 0 2 5 . 4 2 m²

(4) 建築物等

ア 長屋門（木造、延床面積 6 6 . 1 0 m²）会議室

イ 母屋棟（木造、延床面積 5 1 5 . 5 2 m²）ホール兼休憩所、食堂

ウ 茶室（木造、延床面積 5 5 . 8 7 m²）茶室、集会室

エ 別棟（木造、延床面積 1 5 8 . 4 2 m²）地場産センター等

別棟（木造、カーポート型 2 5 . 7 4 m²）物品販売所

オ その他 花壇、植栽、駐車場、駐輪場

6 指定管理業務の範囲

鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例第 1 1 条に定める業務

7 指定管理期間

令和 2 年 4 月 1 日から令和 7 年 3 月 3 1 日

8 令和 6 年度指定管理料

3 5 , 7 9 0 , 7 5 0 円（予定）

9 監査対象の概要

(1) 特定非営利活動法人 花と文化のふるさと委員会

特定非営利活動法人花と文化のふるさと委員会は、花の普及、食文化の伝承、音楽などの文化芸術活動を通じ、地域文化の振興と地域の活性

化を図り、もって地域間交流の推進と良好なコミュニティの形成を図ることを目的に平成18年10月6日に設立された。

組織体制は令和6年11月末現在、理事11名、監事2名で、主たる事務所を鴻巣市屈巢4181番地1に置いている。鴻巣市花と音楽の館かわさとの管理運営体制は常勤職員1名、非常勤職員27名となっている。

(2) 市との関係

市は、地方自治法第244条の2及び鴻巣市花と音楽の館かわさと設置及び管理条例に基づき、鴻巣市花と音楽の館かわさとの施設について、指定管理者に特定非営利活動法人花と文化のふるさと委員会を指定し、管理運営を行わせている。

10 監査の結果

(1) 商工観光課

関係書類を調査した結果、指定管理者の指定、協定の締結、支出手続等に関しておおむね適正に行われていたが、管理経費の算定及び団体に対する指導監督に改善すべき点がみられた。

(2) 特定非営利活動法人 花と文化のふるさと委員会

公の施設の管理運営については、おおむね適正に処理されていたが、指定管理業務に係る出納その他の経理事務については、協定書等を再確認し、改善すべき点があると認められた。

なお、事務処理上留意すべき点は、監査実施の際に口頭で改善を求めた。

今後においても、指定管理者の指定の意義を踏まえ、施設の管理運営が適正かつ効率的に行われるよう事務の執行に努められたい。